

火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

下関市 都市整備部 公園緑地課

1 目的

火の山再編整備計画「光の山プロジェクト」の一環として山麓駐車場を整備するにあたり、実施設計及び施工を行う民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定します。

この要領は、火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務（以下「本業務」という。）について、最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務
- (2) 業 務 場 所 下関市みもすそ川町
- (3) 履 行 期 間 契約日の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 業 務 内 容 別紙火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 予算

見積り限度額 661,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 日程（予定）

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和7年5月26日（月）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和7年6月12日（木）まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和7年6月16日（月）までに発送
- (4) 質 問 の 受 付 期 間 令和7年5月26日（水）から
令和7年6月19日（木）まで
- (5) 質 問 に 対 す る 回 答 令和7年6月23日（月）まで
- (6) 提 案 書 提 出 期 限 令和7年6月27日（金）まで
- (7) プレゼンテーション 令和7年7月 2日（水）（予定）
- (8) 選 定 結 果 通 知 令和7年7月中旬
- (9) 仮 契 約 の 締 結 令和7年7月下旬
- (10) 本 契 約 の 締 結 令和7年9月下旬

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限の日において、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 参加申込書の提出期限の日から提案書の提出日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。かつ本業務の建設工事の施工能力があること。
- (6) 平成27年度以降に、官公庁発注の建築一式工事で元請けとしての実績を有するもの。

- (7) 平成 27 年度以降に、元請として駐車台数 100 台以上かつ 3 層 4 段以上の立体駐車場の実施設計及び施工実績を有するもの。
- (8) 建設業法に従い、本業務の建設工事に対応する技術者を専任で配置できること。
- (9) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所としての登録を受けており、同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者を本業務の設計及び工事監理に従事させることができること。
- (10) 構成員（これらの企業と資本面もしくは人事面において関連がある者を含む。）が、他の企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

6 説明会及び現地確認

本プロポーザルに係る現地説明会は開催しません。

業務予定地は、他の工事のため立入制限を行っています。現地確認を希望される場合は、「14 事務局」までご連絡ください。

7 参加申込手続

(1) 提出書類

名 称	備 考
ア 参加申込書	様式 1
イ 官公庁発注の建築一式工事で元請実績を証する書類	平成 27 年度以降の契約書（写し）、仕様書（写し）等
ウ 事業者業務実績書	様式 2（実施設計及び施工で 1 枚ずつ作成すること）
エ 配置予定技術者調書	様式 3（業務区分毎に 1 枚作成すること）
オ 協力事業者の名称等	様式 4
カ 一級建築士事務所登録の写し	建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証明する書類
キ 建設業許可登録の写し	建設業法第 3 条又は第 5 条の規定に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けていることを証明する書類

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 12 日（木）17 時まで 必着

(3) 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれか

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。電子メールの場合は、「14 事務局」に記載の番号に電話で着信確認をしてください。

(4) 提出先

「14 事務局」に記載

(5) 参加資格審査の結果通知

① 通 知 日 令和 7 年 6 月 16 日（月）までに発送

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知（様式 5）がない場合は、お手数ですが、令和 7 年 6 月 17 日（火）17 時までに「14 事務局」に電話でご確認ください。

- ② 通知方法 電子メール（参加申込書に記載の E-mail アドレスへ送付）
- ③ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して 7 日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができます。

8 質問の受付及び回答

（１）質問

- ア 提出様式 「質問書（様式 6）」のとおり
- イ 提出方法 電子メール（着信確認の連絡を行ってください）
- ウ 受付期間 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）から令和 7 年 6 月 1 9 日（木）17 時まで
- エ 提出先 「14 事務局」に記載

（２）回答

- ア 回答方法 質問者が特定されない形で、ホームページ上で回答します。
- イ 回答日 随時回答します。なお、令和 7 年 6 月 2 3 日（月）までにすべての質問に回答する予定です。
- ウ 注意事項 ①競争性の確保に影響する恐れがある内容（参加者数、参加者名等）については、回答しません。
- ②個別案件に係る質問や簡易な質問については、質問者のみに回答する場合があります。

9 技術提案作成方法等

（１）対象者

参加申込書を提出し、参加資格を満たしていると認められた者

（２）提出書類

ア 技術提案書表紙（様式 7）

イ 見積書（様式 8）

なお、見積書に記載された金額が「3 予算」の見積り限度額を超えている場合、その提出者は失格とする。

ウ 技術提案書（任意様式）

別添仕様書の内容を踏まえ、以下の①～⑤について記載すること。

用紙は日本工業規格 A3 横用紙（片面）5 ページを上限として簡潔かつ明瞭に記載すること。

企業名、社章、個人名その他提案者の名称が判別又は推測できるものは一切記載しないこと。

使用する文字の大きさは 10 ポイント以上（図中の説明は 8 ポイント以上）とし、チャート、イラスト、図表等の仕様や着色は自由とする。

本事業の実施に際し、施工性、安全性、工程計画など、創意、工夫する技術的特徴等を具体的に記入すること。

専門用語や略語等には注釈を付す等、一読して理解しやすいものとする。

記載にあたっては、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成 30 年 4 月 2 日 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐（総括担当）及び設備・環境課 課長補佐（総括担当）事務連絡）の「（別紙 2）技術提案における視覚的表現の許容範囲」を参照すること。

① 計画概要

- ・整備方針、構造、床面積、建築面積、駐車台数等
- ・維持管理計画書（30 年修繕計画を記載し、ランニングコストを試算すること）
- ・その他提案の特徴など特に強調したい点

② 仕様一覧表

- ・自走式立体駐車場及びそれに関連する施設、敷地の外構等の施設、電気設備、駐車管制設備、消防設備等（各機器の配置は必ず記載すること）
- ・その他、特許、実用新案等の名称及び内容等

③ 計画図等

- ・敷地配置図（全体動線含む）（完成後の周辺交通に対する内容は必ず記載すること）
- ・駐車場計画平面図（各階について作成し、自動車及び歩行者の動線及び案内表示は必ず記載すること）
- ・駐車場計画立面図（有効高さを表示）
- ・外観イメージ図
- ・仮設計画図
- ・その他、関連する図面（工事中の周辺対策に関する内容は必ず記載すること）

④ 工程表

- ・設計、工事、各種申請等を含めた全体工程表

⑤ 体系図

- ・本業務の実施体系図（協力事業者を明らかにすること）

（３）提出部数

２部（正本及び副本各１部。それぞれＡ４フラットファイルに綴じて、表紙及び背表紙に提案者名を記入の上、提出すること。「（２）ウ」についてはＡ４サイズに折り込むこと。表紙及び背表紙に業務名、応募者名を記載し提出すること。）

１０部（審査用として「（２）ウ」のみをＡ４サイズに折り提出すること。左側ホッチキス留めとし、ファイル綴じは不要。）

（４）提出期限 令和７年６月２７日（金）１５時 必着

（５）提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

（６）提出先 「１４ 事務局」に記載

１０ 審査方法

（１）評価基準

別紙１ 評価基準のとおり。

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア 日程 令和７年７月２日（水）（予定） 日にち、時間調整等は別途行います。

イ 実施場所 下関市内で実施します。詳細は、技術提案書を提出した提案者に別途お知らせします。

ウ 出席者 現地参加する出席者は４人までとし、説明に必要な最低限の人数としてください。これとは別に Web 会議での参加を認めますが、通信環境、機材、ソフトウェア等はプレゼンテーション参加者にてご準備ください。

エ 実施時間 各提案者の説明時間は 20 分以内を予定、続いて質疑応答の時間を設けます。

オ 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクターを予定。これ以外の物品については、提案者の負担において用意してください。

- カ その他 ① プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。
- ② 録音、録画を含むプレゼンテーションの記録は禁止します。
- ③ プレゼンテーションは、技術提案書の記載事項に関連する内容のみとします。追加資料の配付、パネル、模型、動画等の利用は認めません。
- ④ 企業名や個人名等の判別又は推察ができる言動を禁止します。
- ⑤ プレゼンテーションに関する詳細は、参加者に別途通知します。
- ⑥ 進行上の都合により通知した時間と異なることとなった場合は、事務局の指示に従ってください。

(3) 候補者の選定方法

- ア 下関市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。
- イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う場合があります。
- ウ イにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には、見積書に記載の提案価格がより低い者を候補者として選定します。見積書に記載の提案価格が同一の場合は、審査委員会の多数決により決定します。多数決の結果が同数の場合は、審査委員会委員長が決定します。
- エ アからウにかかわらず、総合点が評価点全体の 60%未満の場合には候補者として選定しません。

(4) 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後に全てのプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての提案者に選定結果通知書（様式 9）により、技術提案書表紙（様式 7）に記載の E-mail アドレスへ通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- ・所管課及び業務名
- ・企画提案者数
- ・候補者の名称及び総合点

1 1 契約の締結

- (1) 本業務の契約内容は候補者決定後、技術提案書、募集要領、仕様書等及び市基準等を参考に、市と候補者が協議して決定することとします。技術提案書に記載された内容がそのまま契約内容となるものではありません。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づきこれを適正に取り扱うものとします。
- (4) 市は、候補者と当該業務の仕様等について協議を行った上で見積書の提出を求め、契約を締結します。（仮契約を締結し、議会の議決を経て確定します。）
- (5) 契約保証金の納付については、下関市契約規則（平成 21 年 3 月 18 日規則第 29 号）によります。
- (6) 令和 7 年度中に業務に係る支払いは行いません。

1 2 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成 17 年 2 月 13 日条例第 16 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本公募による契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響するおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

1 3 その他

（1）提出書類の扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

（2）本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

（3）参加申込書の提出後に本プロポーザルの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（様式 10）を提出してください。

（4）次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 事業費の見積額が、見積限度額を超過した場合

（5）提案内容については、必要に応じて公表、閲覧させる場合があります。（提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用するものとします。）

（6）参加者は、市が提供した資料及びデータを本プロポーザルの目的以外に使用してはいけません。

（7）提案は 1 公募参加者につき 1 のみとし、複数提案した場合はその全てを無効とします。

（8）参加者は、本公募の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

（9）手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1 4 事務局

本プロポーザルにおける事務局は以下のとおりです。

下関市都市整備部公園緑地課 担当：田中、千手

〒750-8521 山口県下関市南部町 1-1（市役所本庁舎東棟 3 階）

TEL：083-231-1944 FAX：083-231-1919

電子メール：tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15 施行期間

本要項は、公告日から施行し、本業務の事業契約締結をもって、その効力を失う。

別紙 1 評価基準

1 評価項目等

評価項目、評価内容、評価点は、以下のとおりとし、評価点の合計 1,000 点満点で評価する。

評価項目	評価内容	評価点	
		配点	小計
①企業評価	企業の技術力に対する内容	45	120
	過去の実績に対する内容	30	
	配置予定技術者の能力に対する内容	45	
②駐車台数の評価	駐車台数に対する内容	200	200
③立体駐車場の構造に関する提案	ユニバーサルデザインに対する内容	7	255 (51×5 名)
	維持管理に対する内容	20	
	駐車場管制設備に対する内容	10	
	防犯、安全設備に対する内容	7	
	外観に対する内容	7	
④工程に関する提案	工程の妥当性、短縮に対する内容	10	50 (10×5 名)
⑤動線に関する提案	各施設との動線に対する内容	5	75 (15×5 名)
	案内表示に対する内容	10	
⑥周辺対策に関する提案	工事中の騒音、振動、粉塵などに対する内容	5	50 (10×5 名)
	完成後の周辺交通に対する内容	5	
⑦総合評価	取り組み意欲、業務の理解度	10	50 (10×5 名)
⑧概算事業費	配点×（全見積額中最も低い見積額）÷（当該応募者の見積額）	200	200
合計			1,000

評価の着目点

※的確性：与条件との整合性が取れているか等

※創意性：工学的知見に基づく創意工夫がされているか等

※実現性：提案内容が理論的に裏付けられており、説得力があるか等

2 評価点の算出

(1) 企業評価【120 点】

① 企業の技術力に対する内容【45 点】

下関市建設工事等競争入札参加有資格者総合評点の建築一式工事について、下記により評価する。

総合評点	配点
1400 点以上	45
1300 点以上 1400 点未満	35
1200 点以上 1300 点未満	25
1100 点以上 1200 点未満	15
1100 点未満	5

② 過去の実績に対する内容【30 点】

ア 設計実績【15 点】

平成 27 年度以降の立体駐車場の設計実績（最大 3 件）について、下記により評価する。

立体駐車場の設計実績	配点/件
400 台以上	5
300 台以上 400 台未満	4
200 台以上 300 台未満	3
200 台未満	2

イ 施工の実績【15 点】

平成 27 年度以降の立体駐車場の施工実績（最大 3 件）について、下記により評価する。

立体駐車場の施工実績	配点/件
400 台以上	5
300 台以上 400 台未満	4
200 台以上 300 台未満	3
200 台未満	2

③ 配置予定技術者の能力に対する内容【45 点】

ア 平成 27 年度以降の立体駐車場の実績（最大 3 件）について、業務区分ごとに下記により評価する。

技術者別の業務区分	配点/件
設計	5
建築工事	5
工事監理	5

イ 【A】実績ごとの評価のウェイト

立体駐車場の設計又は施工実績	評価のウェイト
400 台以上	1.0
200 台以上 400 台未満	0.8
200 台未満	0.6

ウ 【B】実績ごとの携わった立場の評価のウェイト

		評価のウェイト		
		設計業務の実績評価	建設業務の実績評価	工事監理業務の実績
過去の 実績での 立場	設計業務 管理技術者の立場	1.0		
	設計業務 管理技術者以外の立場	0.6		
	建設業務 監理技術者の立場		1.0	
	建設業務 監理技術者以外の立場		0.6	
	工事監理業務 管理技術者の立場			1.0
	工事監理業務 管理技術者以外の立場			0.6

実績ごとに【A】×【B】を算出し、これをアの評価点に乗じたものを「配置予定技術者の能力に対する内容」の評価点とする。

（なお、評価点は最大3件の合計点とし、小数点以下を切り捨てる。）

（2）駐車台数に対する内容【200 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、判断を行う。

評価の着目点	配点	
	20 点/台	0
駐車台数	101 台以上	100 台

駐車台数の評価点＝配点×（提案台数-100）

ただし、駐車台数の評価点の最大を 200 点とする。

(3) 立体駐車場の構造に関する提案【51 点】

① ユニバーサルデザインに対する内容【7 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点			配点
	7	4	1	
的確性 創意性 実現性	高い	普通	低い	7

② 維持管理に対する内容【20 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員の評価により総合的に判断を行う。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	20	15	10	5	1	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	20

③ 駐車場管制設備に対する内容【10 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	10	8	6	4	1	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	10

④ 防犯、安全設備に対する内容【7 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点			配点
	7	4	1	
的確性 創意性 実現性	高い	普通	低い	7

⑤ 外観に対する内容【7 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点			配点
	7	4	1	
的確性 創意性 実現性	高い	普通	低い	7

(4) 工程に関する提案【10 点】

① 工程の妥当性、短縮に対する内容【10 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	10	7	5	3	1	
的確性 創意性 実現性	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い	10

(5) 動線に関する提案【15 点】

① 各施設との動線に対する内容【5 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点			配点
	5	3	1	
的確性 創意性 実現性	高い	普通	低い	5

② 案内表示に対する内容【10 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	10	7	5	3	1	
的確性 創意性 実現性	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い	10

(6) 周辺対策に関する提案【10 点】

① 工事中の騒音、振動、粉塵などに対する内容【5 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点			配点
	5	3	1	
的確性 創意性 実現性	高い	普通	低い	5

② 完成後の周辺交通に対する内容【5 点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点			配点
	5	3	1	
的確性 創意性 実現性	高い	普通	低い	5

(7) 総合評価【10 点】

ヒアリング等の内容を踏まえ、取り組み意欲、業務の理解度等を加味し、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	10	7	5	3	1	
取り組み意欲 業務の理解度	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	10

(8) 概算事業費の評価【200 点】

見積書（様式 8）により提出された見積額より採点

評価点の算出に当たっての算定式は、以下のとおり。

評価点は、小数点第 1 位を切り捨てて求めるものとする。

概算事業費の評価点＝配点× {(全提案中最も低い見積額) ÷ (当該応募者の見積額)}

別紙2 技術提案における視覚的表現の許容範囲

1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適切と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

(1) 平面イメージ図

16

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。	簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

(3) 配置イメージ図

許容される表現の例

(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

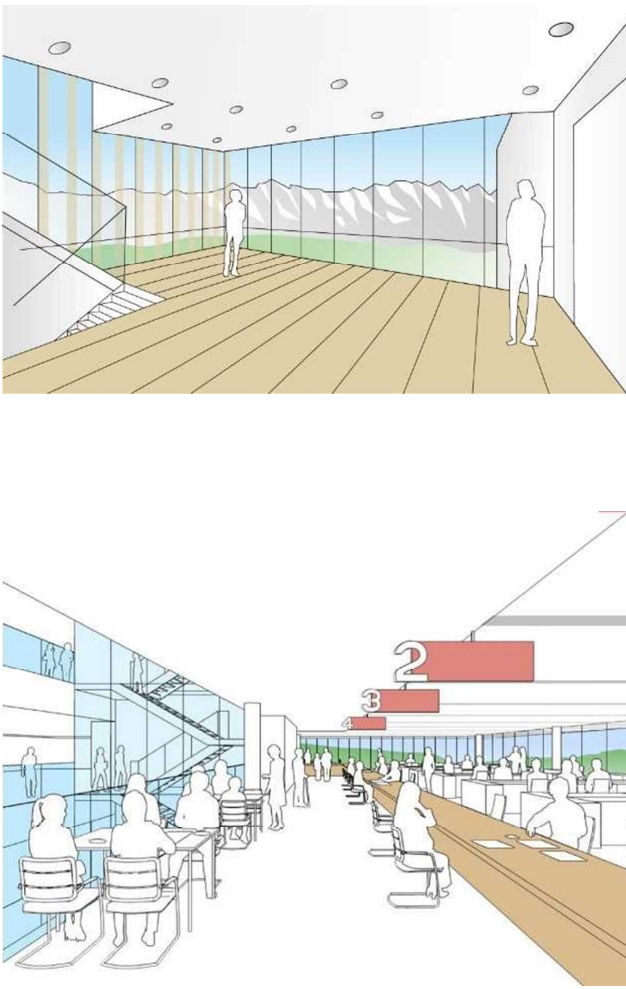
敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

許容されない表現の例

建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。

屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。